

「学校感染症罹患届」について

- 1 学校感染症にかかった場合、治癒後に登校する際に学校感染症罹患届を提出してください。医療機関による証明・押印等は不要ですが、医療機関での受診・治療を証明できる書類（診療明細書、処方薬説明書またはお薬手帳等）の写しを添付してください。

※学校感染症の種類については、罹患届の裏面<参考資料>をご覧ください。

- 2 学校感染症は「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
医師の許可があるまで家庭で安静にしてください。

- 3 学校感染症罹患届は、以下の方法で入手できます。

- ①学校ホームページから書式をダウンロードし印刷する。
- ②生徒手帳に記載されたページをコピーする（出来ればA4版に拡大する）
- ③担任または保健室から用紙をもらう。

保護者の方へ

学校感染症は感染力の強い疾患です。学校での集団発生を防止するために、無理をして登校することはせず、必ず医師の診察を受けてくださいますようお願いいたします。